## 質問 • 回答書

工事名 : 東北自動車道 原瀬川橋床版取替工事

番号	質問	回答
1	質問回答(3月9日付、番号3)では、	工事請負契約書第26条(スライド条項)の規
	労務単価等は令和4年3月度を採用する	定は本工事において適用されます。
	との回答がなされていますが、受注後に	
	単価が変動した場合は協議の対象と考	
	えてよろしいでしょうか。	
2	令和4年4月以降、資材価格等が高騰し	①訂正参考見積書提出月における最新の単価を
	ており、令和4年3月に提出した参考見	使用してください。
	積書から各単価が高くなることが想定	②見積対象外の単価項目についても①と同様と
	されます。	なります。
	使用する各単価について、	なお、契約締結後の協議については、質問 No 1
	①見積対象項目は参考見積書提出時期	の回答を参照してください。
	の令和4年3月期の単価でしょうか、も	
	しくは修正参考見積書提出時期の令和 4	
	年5月期の単価でしょうか。	
	②見積対象外の項目は令和4年6月期の	
	単価としてよろしいでしょうか。	
	また、受注後に①、②の採用単価が変動	
	した場合は協議対象と考えてよろしい	
	でしょうか。	